

法務省秘文第3号

令和3年2月19日

本省局部課長殿

本省所管各庁の長殿

(除く、検事総長、検事長及び検事正)

中央更生保護審査会委員長殿

総括文書管理者

法務省大臣官房長

(公印省略)

法務省行政文書管理規則運用細則の一部改正について(通達)

平成30年3月29日付け法務省秘文第6号当職通達「法務省行政文書管理規則運用細則」の一部を次のように改正し、令和3年2月19日からこれによることとする。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>5 作成</p> <p>〔(1)～(3) 略〕</p> <p><u>(4)</u> 文書には、作成年月日及び作成者又は作成した課室等の名称（以下「作成年月日等」という。）を記載するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 上記(4)による作成年月日等の記載は、次に掲げる場合には、省略することができる。</p> <p>ア 他の文書等により作成年月日等が明らかな場合</p> <p>イ 公表し又は配布する文書であって、公表し又は配布する年月及び法務省が作成したものであることを表示する場合</p> <p><u>(6)</u> 〔略〕</p>	<p>5 作成</p> <p>〔(1)～(3) 同左〕</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p><u>(4)</u> 〔同左〕</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>	